

都市公園内における物品販売事業者募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市公園内における物品販売事業の手続き等について都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）、犬山市都市公園条例（平成12年条例第14号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 法第2条の3の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の専門的ノウハウを有する民間事業者等が物品の販売等を行うことにより、都市公園の機能を増進し、公園利用者の利便性が向上することを目的とする。

(事業内容)

第3条 公園管理者以外の者が、別表に指定した都市公園内において、物品の販売等の行為（以下「物販利用」という。）を行う。

(物販利用場所の指定)

第4条 物販利用により利用できる場所は、別図のとおり市長が指定した場所とする。

(利用時間)

第5条 物販利用による利用時間は、午前8時～午後5時までとする。ただし、市長が認めるときはこの限りではない。

2 利用時間は、準備、片付け、周辺の清掃を含めた時間とし、利用時間終了までに原状回復を行うものとする。また、利用時間中であっても、公園管理者が公園の管理上当該土地の使用を必要とするときは、物販利用をする者（以下「利用者」という。）の利用を中止することを妨げないものとする。

(使用料)

第6条 物販利用による使用料は別表のとおりとする。

2 使用料は一日単位とし、消費税及び地方消費税を含む。

3 前項の使用料は前納しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、条例第12条第3項及び第4項の規定により、利用者の

使用料を減免することができる。

(申込み資格)

第7条 物販利用は、個人、法人を問わず申込み資格を有するものとする。ただし、以下に該当するものを除く。

- (1) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (2) 法令等に基づく必要な許可を受けていない事業者
- (3) 民事再生法又は会社更生法による再生若しくは更生手続中の事業者
- (4) 各種法令に違反している事業者
- (5) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (6) 次のいずれかに該当すると思われる事業者

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の役員を含む。以下同じ。）、支配人又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員、支配人又は営業所の代表者と同等の責任を有する代表者、理事等、個人にあってはその者又は支店若しくは営業所を代表するものをいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

イ 暴力団員等が、その経営又は運営に実質的に関与しているもの

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力、暴力団員等又はイの事業者を利用するなどしているもの

エ 役員等又は使用人が、暴力団、暴力団員等又はイの事業者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどして、暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する事業者であることを知りながら、これを利用するなどしているもの

- (7) 市税を滞納している事業者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める業種又は事業者

(申込み方法)

第8条 利用者は、条例第3条に基づき利用しようとする日の属する月の2月前（市外の者が利用する場合にあっては、1月前）の月の初日から当該利用しようとする7日前までに条例施行規則に定める都市公園内行為許可申請書（様式第5）（以下「申請書」という。）に誓約書（様式第1）及び第3項に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、申込みに重複があった場合は、申請書を受理した先着順とする。

2 前項の誓約書には、申請者が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 添付書類は以下のとおりとする。なお、提出書類は返却しないものとする。

- (1) 製造物賠償保険(PL保険)等の証書の写し 1部
- (2) 販売品目の説明書類（任意様式） 1部
- (3) キッチンカーにて物販利用する場合は、販売車両の写真（車両の全長、全幅、車高を記入） 1部
- (4) 食品販売のうち保健所の許可が必要な場合は、営業許可証の写し(愛知県内の保健所長から受けたもの) 1部
- (5) 食品販売のうち保健所の許可が必要な場合は、食品衛生責任者証の写し 1部
- (6) その他市長が必要と認めるもの

4 申し込みの受付は、この要領の施行日から開始する。

5 市長は、同条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める場合において、都市公園内行為許可書（様式第6）を申請者に交付するものとする。

6 第1項の規定にかかわらず、申請者は、市長が認める場合において、当該申請に係る添付書類の提出を省略することができる。

(利用条件)

第9条 利用条件は以下のとおりとする。

- 1 騒音等に十分配慮し、音響設備等を使用しないこと。ただし、あらかじめ市長の承認を得たときは、音響設備等を使用することができる。
- 2 都市公園内を車両走行する際は、徐行しハザードランプを点灯するなど、他の公園利用者の安全を最優先にして移動すること。
- 3 商品の種類、値段においては許可を得た商品のみを販売し、都市公園本来の使命から逸脱しないこと。
- 4 利用の目的とは関係のない内容の旗、看板等の広告を掲示しないこと。
- 5 商品の販売行為は、利用許可を得た場所のみで行うこと。
- 6 物販利用は、利用者自らの責任において行い、テント、囲い、テーブル、椅子その他設備の設置にあたっては、安全に設置するとともに、設置後は定期的に安全面に問題がないかを確認すること。
- 7 物販利用による問い合わせ、苦情、第三者に生じた事故等については、公園管理者に報告するとともにすべて利用者の責任において対応すること。
- 8 商品の衛生管理に十分注意するとともに、周囲の衛生管理についても適切に行うこと。
- 9 利用により生じた排水は、公園内の設備には流さず、利用者が持ち帰り適正に処分すること。
- 10 物販利用において、公園周辺を含む公共施設の電気及び水道を使用しないこと。
- 11 火器又は火災のおそれがある器具を使用する際には、利用者にて消火器の準備をすること。
- 12 利用場所に併設して、販売する物品の種類に応じたごみの回収容器を適切に設置し、利用者の責任で回収、処分等を行うこと。
- 13 利用者は、物販利用に際し、利用場所を損傷し、又は汚損しないこと。利用場所に何らかの損害が生じた場合は、利用者の負担で原状回復を行うこと。なお、原状回復に際し、利用者は一切の補償を

公園管理者に請求することができないものとする。

14 利用者は、利用日当日に物販利用に係る都市公園内行為の許可書を携帯すること。

(使用料の還付)

第10条 納入した使用料は、原則還付しない。ただし、条例第12条第5項の規定により天災その他利用者の責任によらない理由（悪天候等は除く）によってその利用ができなくなった場合、その他市長が特別の理由があると認める場合は、使用料を還付するものとする。

(利用日の振替)

第11条 天候等の都合により利用が困難であり、市長がやむを得ないと判断した場合は、利用日の変更ができるものとする。その場合には、許可を得た利用日より前に条例施行規則に定める都市公園内行為変更許可申請書(様式第7)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 物販利用に伴う一切の費用については利用者の負担とする。

2 利用者は、犬山市ホームページ上で利用実績等本事業の情報を掲載することに同意するものとする。

3 利用者は、市長が申請書等から収集した個人情報に基づき、排除措置対象法法人等に該当するか否かについて犬山警察に照会を行うことに異議を申し立てないものとする。

4 その他、本要領に定めのない事象が生じた場合は、公園管理者と利用者が協議し決定するものとする。

附則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

(本要領の問い合わせ先)

犬山市役所 都市整備部 土木管理課

〒485-8501 犬山市大字犬山字東畑 36 番地 (犬山市役所 2 階)

電 話 0568-44-0334 (ダイヤルイン)

F A X 0568-44-0366

E-mail 080300@city.inuyama.lg.jp

別表

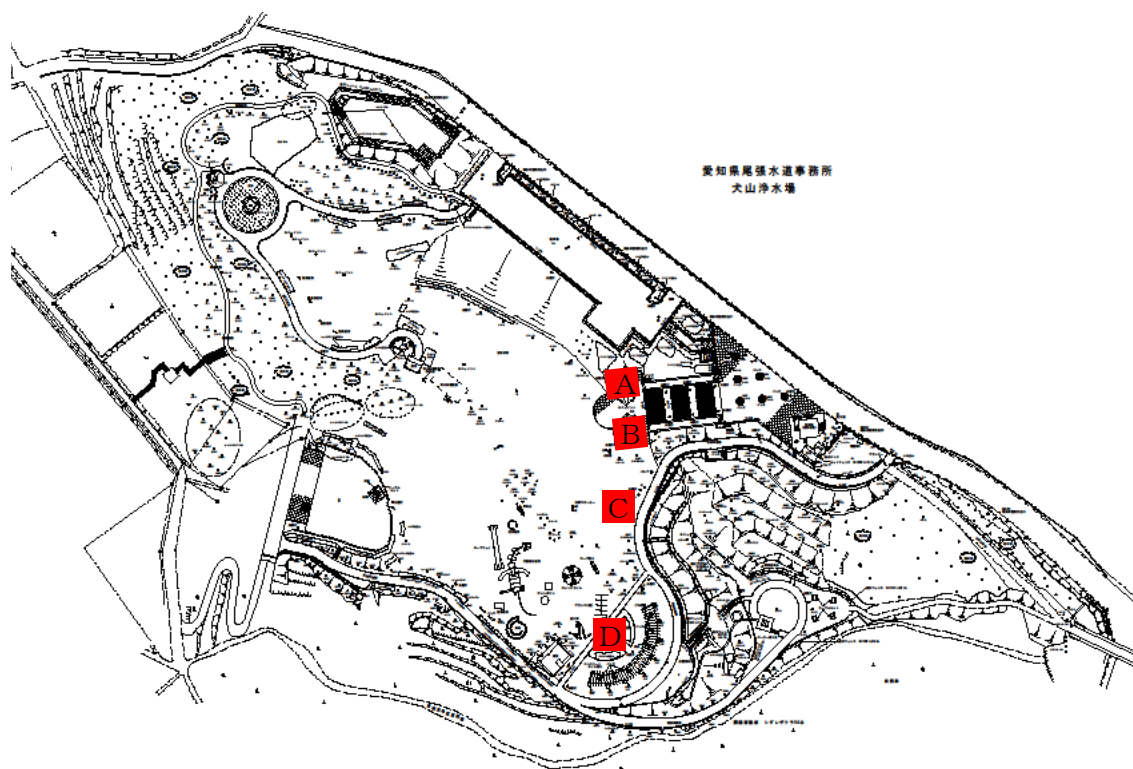
公園名	住所	区画	使用料(円)
犬山ひばりヶ丘公園	犬山市大字富岡字永洞 1098-329 外	A	2,000
		B	2,000
		C	2,000
		D	2,000

※区画面積…約 5m × 約 6m = 約 30 m²

別図

【犬山ひばりヶ丘公園】

■…指定場所



※各区画の位置、範囲は現地にピン等で示しています。区画内で物販利用をしてください。